

令和8年度石垣市指定結婚利用者支援業務委託
公募型プロポーザルに関する質問への回答

	質問事項	回答
1	<p>仕様書「3. 対象者」において、対象者の人数は「10 人以内」と定められておりますが、この10名の選出にあたり、男女比の制限や市としての希望割合(例:男性5名、女性5名など)はございますでしょうか。</p> <p>また、実際の応募状況により男女比に偏りが生じた場合でも、仕様書の要件を満たしていれば、事業者側の裁量で10名を選出して問題ないかご教示ください。</p>	<p>対象者の人数10名について、男女比の割合は特に明記しておりません。応募状況により男女比の偏りが生じても構いません。</p> <p>要件に該当する応募者が10名を超えた場合に、抽選や先着順等、事業者の裁量により選定して構いません。</p>
2	<p>仕様書「3. 対象者」において「6カ月間継続して活動できる方」とありますが、期間内に「成婚による退会」や「自己都合退会」が発生した場合の委託料の精算について確認いたします。</p> <p>本事業の目的達成である「成婚退会」の場合は、活動期間にかかわらず委託料の減額・返金を行わないものとし、やむを得ない事情による「自己都合退会」の場合は、実際の活動月数に応じた月割り精算とする対応を事業者側から提案した場合、承認いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書6.費用負担(1)に記載しているア結婚相手紹介サービス及びイ会員向け相談支援に要する費用のうち、初期費用、入会登録料以外の費用について、退会後の費用に委託料が充てられている場合は、その分を差し引いた額で精算してください。</p> <p>成婚退会の場合は、活動サポート費、月会費を月割り精算とします。</p>
3	<p>実施要項「2. 業務概要」の委託期間(令和9年3月31日まで)と、実際のサービス提供期間(6ヶ月)のズレについて確認いたします。</p> <p>募集時期の都合で入会が遅れ、6カ月間の活動期間が令和9年4月以降(年度またぎ)となる会員が発生した場合、令和9年3月31日までの活動分を当年度の委託料として月割り精算し、4月以降の残りの活動期間については、市への追加請求は行わず、事業者の責任(事業者負担)のもとで6ヶ月間満了までサービスを継続す</p>	<p>認識のとおりです。</p>

	<p>るという対応で問題ございませんでしょうか。</p>	
4	<p>実施要項「2. 業務概要」の事業費限度額(1,400,000円)についてお伺いします。事業者側の工夫により、会員一人あたりの活動費用(市負担分)を仕様書の最大額(12万円)より抑えた提案とした場合、その差額分を仕様書「6. 費用負担(5)」に規定される「周知広報及び庶務に係る費用(婚活セミナー開催や広報強化など)」に充当し、事業費限度額の範囲内で柔軟に予算配分を提案することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、会員の負担増となる場合は、認められません。</p>
5	<p>仕様書「3. 対象者」において対象人数は「10人以内」と定められておりますが、応募者が定員を上回り、選考から漏れてしまった方への対応について確認いたします。</p> <p>せっかく婚活への意欲を持って応募された方の機会を逃さないため、対象外となった方へ、事業者(MAASA結婚相談所)の通常プラン(全額自己負担等)のご案内をしてもよろしいでしょうか。なお、個人情報取り扱いやクレーム防止の観点から、応募受付時や面談時に「定員枠から漏れた場合でも、事業者からの通常案内を希望するか」の同意(チェック欄など)を事前に得た上で、本人が希望した場合のみご案内するという運用を事業者側から提案した場合、承認いただけますでしょうか。</p>	<p>応募者が定員を上回った場合、受託者の通常プランへご案内して構いません。</p> <p>事業者からの通常案内について同意を得たうえで案内することは差し支えありません。</p>

※行数又は項目数が不足する場合は適宜追加してください。